

|         |              |
|---------|--------------|
| 問 合 せ 先 | 教育委員会 学事課    |
|         | 504-2975（直通） |

## 市立高等学校授業料等減免

### 1 支援策の内容

災害の種類・程度により市立高等学校授業料等の全額又は半額を減免する。

### 2 対象者（要件等）

住家に損害（全半壊、流出又は床上浸水）が発生した世帯又は事業収入に影響がある損害（一定の要件あり）が発生した世帯に属する者

なお、高等学校授業料等の減免は、就学支援金等が認定されていない者が対象となる。

### 3 手続きの方法

所定の申請書に必要な証明書類を添付して学校に提出する。

### 4 減免の期間

原則として、令和8年7月から令和9年3月まで